

令和 6 年 度

小学校教員資格認定試験

教科及び教職に関する科目(Ⅰ)

注 意 事 項

受験者は、下記の注意事項に従うこと。それ以外の注意事項は全て試験監督者の指示によること。

1. 試験監督者の「始め。」の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 氏名、受験番号を「令和 6 年度 小学校教員資格認定試験 解答カード」(以下、「解答カード」という。)の指定された欄に必ず記入してください。
3. 受験番号をマークしてください。
4. 「解答カード」の中で、特に受験番号の欄の記入及びマークを間違えると失格になるので注意してください。
5. 解答は、全て「解答カード」の解答欄にマークで記入してください。問題冊子に答えを書いても無効です。
6. マークは必ず黒鉛筆(HB)を使用して、枠内にきちんと記入してください。
訂正する時は、プラスチック製消しゴムで完全に消してください。また、「解答カード」を曲げたり折ったりしてはいけません。
「解答カード」が汚れた場合や折れてしまった場合は、試験監督者に「解答カード」の交換を申し出てください。
7. この試験の解答時間は、「始め。」の合図があってから 70 分です。
8. 試験が終わるまで退室できません。 [マーク例]
9. 試験監督者の「やめ。」の合図があったら、直ちにやめてください。 (よい例) 
10. 下書きには問題冊子の余白を使用してください。
11. 試験終了後、問題冊子を必ず持ち帰ってください。 (悪い例) 

問 1 次の各文は、我が国の義務教育の成立に関する記述である。年代の古いものから順に配列して 3 番目に当たるものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

ア 「市町村立尋常小学校ニ於テハ授業料ヲ徴収スルコトヲ得ス」として、市町村立尋常小学校は原則無償であることを定めた。

イ 「自今以後一般の人民華士族卒農工商及婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」として、身分・階層・性別に関わりなく国民皆学の理想を示した。

ウ 「保護者は、子女が小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初から、満十五才に達した日の属する学年の終りまで、これを、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に就学させる義務を負う」として、義務教育の年限を 6 年から 9 年に改めた。

エ 「父母後見人等ハ其学齡児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス」として、児童の就学が父母後見人等の「義務」であることを法令上、初めて明記した。

問 2 次の各文は、第二次世界大戦後における我が国の小学校の教育課程に関する記述である。年代の古いものから順に配列して 3 番目に当たるものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

ア 「道徳の時間」が設置された。

イ 「総合的な学習の時間」が設置された。

ウ 「外国語科」が設置された。

エ 「社会科」が設置された。

問 3 次の各文は、教育史上の人物の教育思想に関する記述である。コメニウス(Comenius, J.A.)の教育思想として最も適切なものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

ア 人間性善説に立って、社会規範の注入を排除し(消極教育)、「自然の教育」「事物の教育」「人間の教育」の 3 種の教育を行うべきと主張した。

イ 人間の精神にはあらかじめ刻み込まれた生得観念はなく、感覚を通じて後から書き込まれるという「精神白紙説(タブラ・ラサ)」を唱えた。

ウ 平和実現のためには、万人に対して普遍的な知識を伝達することが必要であるとする「汎知主義(パンソフィア)」を唱えた。

エ 対話を重視し、相手の論理的な矛盾を暴露することで、無知を自覚させた。この自覚は「無知の知」と呼ばれている。

問 4 次の各文章は、明治期の教育史上の人物に関する記述である。人物名との組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ① 幕末にアメリカに密航して神学を学び、1874(明治7)年に帰国した。翌年、京都に私立学校を創設し、キリスト教を土台とした「自治自立」の人材養成を教育理念に掲げた教育を展開した。
- ② 1862(文久2)年幕府の海外使節に随員して、フランス、イギリス、オランダなどの欧州各国を回った。その成果を著書『西洋事情』、『世界国尽』などに示した。東京に私立学校を開設し、「自主独立」を教育理念とする実践を展開した。
- ③ 1872(明治5)年フランスに留学した。大日本帝国憲法の原案作成に参加するとともに、枢密院書記官長として内閣制度、地方自治制度の導入に大きな役割を果たした。1890(明治23)年には元田永孚とともに、「教育勅語」を完成させた。
- ④ 1865(慶応元)年薩摩藩費留学生として渡英した。1873(明治6)年に帰国し、明六社の設立に参加した。初代文部大臣として、1886(明治19)年に小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令を発し、学校教育全般にわたる制度改革を行った。

	①	②	③	④
ア	森有礼	新島襄	井上毅	福沢諭吉
イ	新島襄	福沢諭吉	井上毅	森有礼
ウ	新島襄	井上毅	森有礼	福沢諭吉
エ	井上毅	福沢諭吉	新島襄	森有礼

問 5 「教育基本法」(平成18年法律第120号)の条文として適切でないものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ア 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- イ すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ウ 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- エ 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

問 6 次の各文は、「学校教育法」(昭和 22 年法律第 26 号)からの抜粋である。下線部の内容に誤りのあるものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ア 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- イ 小学校は、心身の発達に応じて、初等教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。
- ウ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。
- エ 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

問 7 次の各文は、「地方公務員法」(昭和 25 年法律第 261 号)及び「教育公務員特例法」(昭和 24 年法律第 1 号)の条文である。文中の空欄 ① ～ ③ に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

【地方公務員法】

第 30 条 すべて職員は、① として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

【教育公務員特例法】

第 22 条第 2 項 教員は、② に支障のない限り、③ の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

	①	②	③
ア	全体の奉仕者	本務	任命権者
イ	公務員	本務	本属長
ウ	全体の奉仕者	授業	本属長
エ	公務員	授業	任命権者

問 8 次の各文は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和 3 年法律第 57 号)第 4 条に規定された「基本理念」からの抜粋である。下線部の内容が適切なものの組合せを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ① 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が被害を受けた児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなければならない。
- ② 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内における教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。
- ③ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。
- ④ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、(中略)児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。

ア ①②

イ ②③

ウ ③④

エ ①④

問 9 次の文は、「小学校学習指導要領」(平成 29 年文部科学省告示第 63 号)の「第 1 章 総則 第 3 教育課程の実施と学習評価 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」からの抜粋である。文中の空欄 ① ～ ④ に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや ① と協働することの重要性などを ② 理解することができるよう、各教科等の特質に応じた ③ を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ ④ に実施できるよう工夫すること。

①	②	③	④
ア 大切な仲間	実感しながら	体験活動	個別的・弾力的
イ 多様な他者	論理的に	知識及び技能	体系的・継続的
ウ 多様な他者	実感しながら	体験活動	体系的・継続的
エ 大切な仲間	論理的に	知識及び技能	個別的・弾力的

問10 次の文は、「小学校学習指導要領」(平成 29 年文部科学省告示第 63 号)の「第 1 章 総則 第 4 児童の発達への支援 1 児童の発達を支える指導の充実」からの抜粋である。文中の空欄 ① ～ ④ に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、 ① 学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、 ② 学習、 ③ 学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、 ④ に応じた指導の充実を図ること。

	①	②	③	④
ア プロジェクト		児童の興味・関心等に応じた課題	協調	個
イ 繰り返し		児童の興味・関心等に応じた課題	補充的な	個
ウ 繰り返し		社会課題に応じた	協調	環境
エ プロジェクト		社会課題に応じた	補充的な	環境

問11 次の文章は、「小学校学習指導要領」(平成 29 年文部科学省告示第 63 号)の「第 5 章 総合的な学習の時間 第 2 各学校において定める目標及び内容 3 各学校において定める目標及び内容の取扱い」に示された内容である。文章中の空欄 ① ～ ④ に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

(6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて ① ものとして形成されるようにすること。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の ② , 情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、 ③ において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び ④ や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

①	②	③	④
ア 働く	受容	未知の状況	共同体
イ 存在する	受容	日常生活	他者
ウ 存在する	設定	日常生活	共同体
エ 働く	設定	未知の状況	他者

問12 次の文章は、「小学校学習指導要領」(平成 29 年文部科学省告示第 63 号)の「第 3 章 特別の教科 道徳 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」からの抜粋である。文章中の空欄 ①～④ に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

児童の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、①の活用に努めること。特に、生命の尊厳、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、②等の現代的な課題などを題材とし、児童が③をもって多面的・多角的に考えたり、④たりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

①	②	③	④
ア 教科書	情報化への対応	問題意識	知識を深め
イ 教科書	多様性の尊重	客観性	感動を覚え
ウ 多様な教材	多様性の尊重	客観性	知識を深め
エ 多様な教材	情報化への対応	問題意識	感動を覚え

問13 次の文章は、「小学校学習指導要領」(平成 29 年文部科学省告示第 63 号)の「第 6 章 特別活動 第 3 指導計画の作成と内容の取扱い」からの抜粋である。文章中の空欄 ① ～ ④ に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

特別活動の各活動及び学校 ① を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童が集団や社会の ② としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを ③ , 等しく ④ に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

	①	②	③	④
ア	行事	形成者	認め合い	合意形成
イ	行事	構成員	批判的に検討し合い	合意形成
ウ	生活	形成者	批判的に検討し合い	意思決定
エ	生活	構成員	認め合い	意思決定

問14 次の文章は、『生徒指導提要』(令和4年12月文部科学省)からの抜粋である。文章中の空欄 ① , ② に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる ① を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面(自信・自己肯定感等)の発達のみならず、学習面(興味・関心・学習意欲等)、社会面(人間関係・集団適応等)、進路面(進路意識・将来展望等)、健康面(生活習慣・メンタルヘルス等)の発達を含む包括的なものです。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が ② を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「 ② 」を獲得することが目指されます。

	①	②
ア	他者理解	自己決定力
イ	他者理解	自己指導能力
ウ	自己実現	自己決定力
エ	自己実現	自己指導能力

問15 DSM-5^(注)の神経発達症群の下位分類として適切でないものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ア 知的能力症群
- イ 社交不安症
- ウ 運動症群
- エ 自閉スペクトラム症

(注) アメリカ精神医学会が精神疾患に関する診断基準を定めた『精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版』のこと。

問16 アタッチメント理論に関する説明として適切でないものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ア アタッチメント理論は、ボウルビィ (Bowlby, J.) によって提唱された。
- イ アタッチメントの発達は、4段階に分けられる。
- ウ アタッチメント対象は、主に「安心の基地」と「安全な避難所」の機能を有している。
- エ アタッチメントの機能は、児童期に入ると消失する。

問17 知能の捉え方とその提唱者の組合せとして最も適切なものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ア 2 因子説 ————— ギルフォード (Guilford, J.P.)
- イ 多因子説 ————— スピアマン (Spearman, C.E.)
- ウ 結晶性知能・流動性知能 —— サーストン (Thurstone, L.L.)
- エ 多重知能理論 ————— ガードナー (Gardner, H.)

問18 次の①～⑤は、乳児期から児童期に至る言葉の発達に関する事柄である。発達順に正しく配列されているものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ① ジャーゴン
- ② 語彙爆発
- ③ 多語文
- ④ 初語
- ⑤ 二次的ことば

- ア ④ → ① → ③ → ⑤ → ②
- イ ① → ④ → ③ → ② → ⑤
- ウ ④ → ① → ② → ⑤ → ③
- エ ① → ④ → ② → ③ → ⑤

問19 学習の方法とその提唱者の組合せとして最も適切なものを、次のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- ア 有意味受容学習 —— オーズベル (Ausubel, D.P.)
イ 観察学習 —— スキナー (Skinner, B.F.)
ウ 発見学習 —— バンデューラ (Bandura, A.)
エ プログラム学習 —— ブルーナー (Bruner, J.S.)

問20 次の各文章は、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月中央教育審議会)の「第Ⅱ部 各論 2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について」からの抜粋である。文章中の空欄 ① , ② に当てはまる語句の組合せとして最も適切なものを、下のア～エの中から一つ選んで記号で答えなさい。

- 小学校低・中学年においては、安心して学べる居場所としての学級集団の中で、基礎的・基本的な知識及び技能を反復練習もしながら確実に定着させるとともに、知識及び技能の習得や活用の喜び、充実感を味わう活動を充実することが重要である。資質・能力を確実に習得させるためには、個々の児童の状態をより丁寧に把握し、個別的な対応を行う「 ① 」が重要である。
- 特に小学校低学年においては、まず安心して学べる居場所である学級集団を確立し、教師が提示する課題を自らの学習課題として捉え、「分からないこと・できないこと」を「分かること・できること」にする過程が学習であることや、「分からないこと・できないこと」を他者に伝えたり助けを求めたりするなど、他の児童や教師との対話が学びを深めるために存在することといった事柄を理解する「 ② 」が必要である。

①

②

- | | |
|----------|-----------|
| ア 指導の個別化 | 学びの自覚化 |
| イ 指導の個別化 | 協働的な学びの実現 |
| ウ 学習の最適化 | 学びの自覚化 |
| エ 学習の最適化 | 協働的な学びの実現 |